

役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、月額 100,000 円とする。(総額 1,500,000 円とする)

(支給日)

第4条 理事報酬は、毎月月末に現金で支払う。

(監事報酬)

第5条 監事監査時もしくはそれに準じる時 1 回 1 万円支払う。

(改正)

第6条 この規定の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

付則

この規定は、2019 年 6 月 7 日から施行する。